

議案第40号

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成23年2月14日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動号細目」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動後号細目」という。）が存在する場合には、当該移動号細目を当該移動後号細目とし、移動号細目に対応する移動後号細目が存在しない場合には、当該移動号細目を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、地域医療を担う公的病院を開設している公益的法人等であって知事が別に定めるものとの間の取決めに基づき医師である職員（次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。）を派遣することができるほか、次に掲げる公益的法人等との間の取決めに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができる。</p> <p>(1) 一般社団法人又は一般財団法人のうち次に掲げるもの ア～ケ 略</p> <p>コ 略 サ 略 シ 略 ス 略</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、地域医療を担う公的病院を開設している公益的法人等であって知事が別に定めるものとの間の取決めに基づき医師である職員（次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。）を派遣することができるほか、次に掲げる公益的法人等との間の取決めに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができる。</p> <p>(1) 一般社団法人又は一般財団法人のうち次に掲げるもの ア～ケ 略</p> <p>コ <u>財団法人とっとりコンベンションビューロー（平成7年7月7日に財団法人とっとりコンベンションビューローという名称で設立された法人をいう。）</u> サ 略 シ 略 ス 略 セ 略</p>

セ 略

(2) 特別の法律により設立された法人のうち次に掲げるもの
ア及びイ 略

ウ 略

2 及び 3 略

ソ 略

(2) 特別の法律により設立された法人のうち次に掲げるもの
ア及びイ 略
ウ 社会福祉法人鳥取県厚生事業団
エ 略

2 及び 3 略

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。